

最上小国川清流未来振興計画

最上小国川清流未来振興機構

平成27年4月

平成31年4月 改定

目次

1 はじめに	1
2 計画策定の基本的考え方	2
(1) 基本目標とキャッチフレーズ	
(2) 地域づくりの視点	
(3) 目指すべき地域の将来像	
(4) 地域振興の推進方法	
3 地域の将来像を実現するための目標と施策	5
(1) 計画実現のための達成目標	
(2) 目標達成のために取り組む施策	
(3) 最上小国川清流未来振興図	
(4) 個別施策の実施計画	
4 計画を推進するための組織	15
機構設置要綱	

1 はじめに

最上小国川は、その源を東北地方の脊梁である奥羽山脈の神室山系に発し、溪流を下り、里山、農村などを流れ、最上町と舟形町を経て、山形県を貫流する最上川へと注いでいる。

最上小国川上流に位置する赤倉温泉地区は、度重なる洪水に見舞われ、住民生活、旅館業、産業活動に甚大な被害を被ってきた。地域の住民は、その都度、地域を挙げて早期復旧のための活動の繰り返しを余儀なくされた。このような厳しい状況を抜本的に改善し、地域住民の生活の安全安心を確保するため、一日も早い、効果ある治水対策が渴望されていた。そのため、県、漁協、最上町及び舟形町などの関係者による協議、検討が進められ、効果のある治水対策についての調整が続けられてきた。

この結果、平成 26 年 10 月に最上小国川流域の安全安心を確立するため、県、最上町、舟形町及び小国川漁業協同組合により「最上小国川流水型ダム建設に伴う治水・環境対策と内水面漁業振興等に関する協定」（以下「協定」という。）が締結された。

本計画は、この協定に基づき、最上小国川の治水対策による安全安心の確保と内水面漁業の振興の両立による最上小国川流域の地域振興を図ることを目的とし、治水や内水面漁業関係者のみならず、住民をはじめ観光、商工、農林、環境教育などの流域の多様な関係者がワークショップで意見を出し合い、それを基に県、漁協、最上町及び舟形町で協議、検討を重ね、地域の将来の姿や、その実現に向けた 10 年間にわたる事業や取り組みについてまとめたものである。

今後、流域の関係者が連携しつつ、それぞれが主体的にこれらの事業や取り組みを着実に実施し、その成果を検証、改善していくことによって、本計画、ひいては地域の振興を実現していく。

2 計画策定の基本的考え方

(1) 基本目標とキャッチフレーズ

これまで最上小国川流域では、最上小国川の清流のもと、縄文の古から連綿と先人達の暮らしが営まれてきた。また、この営みの積み重ねの上に、川や田畑や山から生活の糧を得て、食文化を育み、伝統行事を継承し、流域内外の人々との絆や交流を深めてきた。このように自然と人々の営みが相まって、最上小国川流域独自の魅力や価値が創り上げられてきた。

今後も、流域に住む多様な人々の参加と協力のもと、地域資源を活かして主体的に様々な活動を展開し、地域内外の人々との活動や交流を図り、最上小国川への愛着と誇りを高め、全国へも発信できる最上小国川とその流域の新たな魅力や価値、さらには新しい文化を創造していくため、次の基本目標とキャッチフレーズを設定する。

基本目標：「^{いにしえ}古から清流最上小国川流域の自然と生活が築いてきた魅力や価値を継承し、地域資源に新たな魅力と価値を加え、新しい地域の文化を創造する。」

キャッチフレーズ：「先人から引き継ぎ、未来に伝える 清流文化 最上小国川」

(2) 地域づくりの視点

流水型ダムなどの社会基盤で防災・減災対策により地域の安全を支え、森林整備などの環境基盤で地域の基軸となる清らかな最上小国川を保ちつつ、その上で「人」や「もの」の交流を活発にする産業や観光の振興を目指すため、次の視点で地域づくりを進める。

「安全で美しい地域を支える基盤づくり」

「人々の生活を向上させるものづくり」

「人々が交流する場所づくり」

(3) 目指すべき地域の将来像

本計画で定めた基本目標にしたがい、最上小国川流域における10年後の目指すべき地域の将来像を次のとおり設定する。

ア 治水や治山で自然と共存する地域

最上小国川流水型ダムなど自然環境に配慮した治水対策、治山対策に加え、地域の主体的な防災・減災活動により自然の脅威に備え、恵み豊かな自然と共存する地域を目指す。

イ 清流を守り、育て、活かす地域

最上小国川の清流を、住民、民間、行政など流域全体で守り、育て、未来へ引き継ぐとともに、清流を最大限活用した地域振興策を進める地域を目指す。

ウ 川を知り、川に親しむ地域

親子の触れ合いや地域活動等を通して大人と子供の両方が、川の良さと怖さをよく知った上で、清流に親しみ、学び、楽しむことにより、交流を広げ、深めていく地域を目指す。

エ 地元ブランドで活性化する地域

最上小国川の清流が育んだアユや豊かな里山から生産される農林資源を活用し、地元ブランドの新たな商品開発等を行い、地域住民の雇用拡大や生活の向上を進める地域を目指す。

オ おもてなしの心で癒す地域

最上小国川の清流をはじめ、流域にある温泉、森林など最上小国川の恵みと、それらを享受し活かしてきた暮らしそのもので、流域内外の人々をもてなし、憩いと癒しをもたらす地域を目指す。

(4) 地域振興の推進方法

基本目標と地域の将来像の実現に向けて、次の方法により地域振興を推進するものとする。

ア 計画実現のための達成目標の設定

計画実現に向けて、地域の将来像ごとに代表指標と達成目標を設定し、その達成状況を検証することにより、計画した施策の見直しを適宜行う。

イ 民間による主体的な活動の促進

計画した施策の実施にあたり、住民、民間企業、行政の各々の立場からの主体的な活動への参画を促すため、地域内の団体等と行う勉強会や研究会等を通して、民間のアイデアやノウハウを積極的に活用する。

ウ 地域内外への積極的な情報発信

地域振興の活動状況・達成状況の報告、イベントの案内、地元ブランドのPR、観光交流の促進等のため、地域内外に積極的な情報発信を行う。

エ 官民協働による推進体制の構築

地域の人々の地域振興に対する意識の底上げを図り、地域の垣根を越えて一体的に施策を講じるため、機構が中心となって、各々の事業の調整と連携の仕組みを構築する。

3 地域の将来像を実現するための目標と施策

(1) 計画実現のための達成目標

地域の将来像ごと設定した代表指標とその10年後の達成目標は次表のとおりである。

代表指標	達成目標	備考
ア 治水や治山で自然と共存する地域		
治水安全度	赤倉地区で50年に1度の洪水を安全に流せるようにする。	現況:5年に1度
内水排水能力	10年に1度の洪水時でも赤倉温泉地区の内水を排除できるようにする。	
イ 清流を守り、育て、活かす地域		
アユの放流量	アユの放流量 50%増を目指す。 (対26年度比)	H26:3,500kg
アユの漁獲量	アユの漁獲量 50%増を目指す。 (対26年度比)	H26:23,111kg
ウ 川を知り、川に親しむ地域		
中学生以下の最上小国川のイベント参加者数	参加者数 年間 8,000人を目指す。	H26:5,215人
エ 地元ブランドで活性化する地域		
新特産品目数	農林水産物の新たなブランド品3品目を目指す。	産出額5,000万円を超える品目
新商品開発件数	地域特産品の加工品開発10件を目指す。	6次産業化
オ おもてなしの心で癒す地域		
地域内の観光者数	観光者数 年間 150万人を目指す。	H26:93万人

(注) 上記の達成目標のほか、計画の中間年となる5年後の目標も設定し、達成状況を検証する。

(2) 目標達成のために取り組む施策

最上小国川流域の地域の将来像を実現するため、次のような施策について関係者が連携して取り組む。

ア 「治水や治山で自然と共存する地域」を実現するための施策

最上小国川の治水対策として環境にも配慮した新しいタイプの流水型ダムの建設をはじめ、最上小国川の河川整備や赤倉地区の内水対策を進める。

これらのハード対策とあわせて、最上小国川の状況をリアルタイムで把握し提供するシステムの整備（ライブカメラ）、超過洪水に対する避難訓練や水防訓練など防災意識の向上に資する取組みを行う。

また、計画的な保安林の指定を進め、治山事業により森林のもつ水源かん養機能、土砂流出・崩壊防止機能等の維持向上を図る。

イ 「清流を守り、育て、活かす地域」を実現するための施策

アユ増殖のため、水源井戸の整備、中間育成施設の整備、魚道の改修・修繕等のハード対策とあわせて、中間育成技術者の確保・育成を行う。

また、清流を守るため、溪畔林や水辺林の整備、間伐等の森林整備、合併浄化槽の整備や農薬等の低減の取組み拡大を進めるとともに、河川工事における濁り対策等の環境対策を行う。

なお、流水型ダム建設に伴う流域環境への影響を確認するため、水質調査、魚類調査等の環境モニタリングを継続して実施する。

ウ 「川を知り、川に親しむ地域」を実現するための施策

全国的に有名なアユをはじめ、最上小国川の自然や動植物などを活かし、住民参加によるイワナ・サクラマス等の産卵場造成、従来から開催しているアユ釣り大会やアユ祭り、川魚のつかみ取り大会や放流事業の拡充を図るとともに地域内イベントの連携を行う。

また、アユ釣りスポットをはじめとする最上小国川へのアクセス改善のため、進入路等の適切な維持管理を進める。

エ 「地元ブランドで活性化する地域」を実現するための施策

アユ加工品の開発をはじめとした最上小国川流域の農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の6次産業化を進めるとともに、流域の特徴を活かした農産物のブランド商品の開発を推進する。

また、地域特性を活かした再生可能エネルギー活用の先進地域として、木質バイオマスの利活用に取り組む。

オ 「おもてなしの心で癒す地域」を実現するための施策

癒しを提供する場の充実のため、共同浴場とふかし湯の改修整備、遊歩道整備、川への進入路及び駐車場の整備を進めるとともに、流水型ダム周辺整備として良好な景観と親水空間の創出を図る。

また、高速交通の玄関口となる舟形インターチェンジ周辺に物販及び情報発信する施設の設置について検討することとする。

これらのハード対策とあわせ、新たな観光サービスの販売支援や朝市などのイベントを活かした温泉地の魅力向上の取組みを推進する。

(3) 最上小国川清流未来振興図

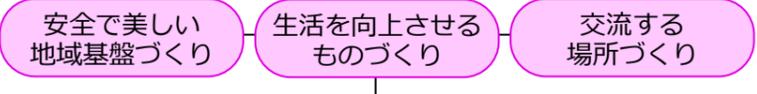
計画の基本目標、地域の将来像、実施する施策とその箇所等を「最上小国川清流未来振興図」としてとりまとめ、次ページに示す。

最上小国川 清流未来 振興図

基本目標

いにしえ
「古から清流最上小国川流域の自然と生活が築いてきた魅力や価値を継承し、地域資源に新たな魅力と価値を加え、新しい地域の文化を創造する。」

地域づくりの視点



地域の将来像

対象地域
山形県最上町・舟形町

計画期間
平成27年度～平成36年度

推進組織
最上小国川清流未来振興機構



国宝「縄文の女神」
高度な精神文化が芽生えていた証

おもてなしの 心で癒す

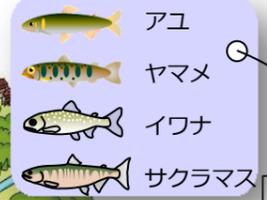
目標：地域の観光者数
150万人を目指す。

- 凡例
- 印：地域の将来像を実現するための施策
 - 印・番号なし：全域、全川が対象の施策
 - 印：複数箇所を実施する施策の代表箇所

- 物販及び情報発信施設新設の検討
- 流水型ダム周辺整備
- 月楯橋・満沢橋付近での駐車場と進入路の整備
- 遊歩道の整備
- 共同浴場とふかし湯の整備
- 歴史的な赤倉温泉街の継承・発展
- 温泉地等の魅力向上の推進
- 「川の駅」でのイベント開催
- 親水空間の創出（向町）
- 親水空間の創出（舟形）
- 親水空間の創出（瀬見）
- 川床の茶屋設置方策の検討
- イベントの連携検討

清流を守り・ 育て・活かす

目標：アユの放流量と漁獲量
50%増を目指す。



- アユ等の放流
- アユ放流事業への支援
- 水源井戸の整備
- アユ中間育成とサケのふ化場の併用施設整備
- サケふ化施設の遊休期間を活用したアユ種苗生産の増大
- 中間育成技術の継承と人材確保・育成
- 環境モニタリング
- 魚道改修・修繕の検討・実施
- 河川工事における環境対策
- 計画的な保安林の指定
- 水辺林、溪畔林の整備
- 合併浄化槽の整備
- 農業等の低減
- 間伐材の搬出・主伐後の再造林
- 森林整備の促進
- アユの生息に配慮した河道整備

地元ブランドで 活性化

目標：雇用の確保につながるブランド品の創出3品目を旨す。

- 6次産業化の推進（アユ加工品等の開発支援）
- 地域ブランド商品の開発
- 木質バイオマスの利活用の推進

地域の水辺空間の創出



先人から引き継ぎ、未来に伝える 清流文化 最上小国川

川を知り 川に親しむ

目標：中学生以下の最上小国川イベント参加者数年間8,000人を目指す。

- アユ釣り大会の開催
- 川魚のつかみ取り大会や放流事業の開催
- イワナ、サクラマス等の産卵場造成
- 遊魚券の販売促進
- ふながた若鮎祭りにおけるアユ利用促進
- 釣り場のアクセス改善
- 最上小国川鮎釣り甲子園大会の開催
- イベントの連携検討

治水や治山で 自然と共存

目標：50年に1度の洪水を安全に流せるようにする。

- 最上小国川流水型ダム整備
- 河川整備（長沢及び舟形地内）
- 河川整備（大堀地内）
- 赤倉地区内水対策
- 河川情報の提供（ライブカメラ設置）
- 河川環境の創出（赤倉地区）
- 河川の効果的な維持管理
- 防災意識向上の推進
- 水位等の河川情報の提供
- 克雪対策の推進
- 河床低下防止と河川施設の保護



- 広報
- 地域ブランド化シンポジウム等の普及啓発活動の推進
 - 最上町と舟形町の町報による機構の情報発信
 - 機構の情報誌やホームページを活用した情報発信

(4) 個別施策の実施計画

計画期間を平成 27 年度から 10 年間とし、事業実施期間を短期、中期、長期に分けて、長期的な視点も踏まえながら実施計画を策定した。

なお、実施計画は、概ね 5 年を目途に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

機構は、毎年度、将来像を実現するための代表施策について、事業の進捗と現状について評価を行い、改善を重ねながら P D C A サイクルにより計画を推進する。

「平成 27～30」の凡例：

●…完了 ◎…実施中

△…未着手 —…計画期間外

ア 治水や治山で自然と共存する地域

代表目標：50年に1度の洪水を安全に流せるようにする。

10年に1度の洪水時でも赤倉温泉地区の内水を排除できるようにする。

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
1	最上小国川流水型ダム整備の推進	県最総河川砂防課 県河川課	◎	○			
2	河川の効果的な維持管理の推進	県最総河川砂防課	◎	○	○	○	○
3	河川整備(長沢地内及び舟形地内)の推進	県最総河川砂防課 県河川課	◎	○	○	○	○
4	河川整備(大堀地内)の推進	県最総河川砂防課 県河川課	◎	○	○	○	○
5	赤倉地区内水対策の推進	最上町建設課 県最総河川砂防課 県最総道路計画課	◎	○	○	○	○
6	防災意識向上の推進	最上町総務課 舟形町住民税務課 県最総総務課	◎	○	○	○	○
7	釣り人への水位等の河川情報の提供 (河川砂防情報システムの周知)	県河川課 漁協	◎	○	○	○	○
8	河川情報を提供するためのライブカメラの設置	県最総河川砂防課 県河川課	◎	○			
		最上町交流促進課	◎	○	○	○	
9	克雪対策の推進	最上町建設課 舟形町地域整備課	◎	○	○	○	○
10	河床低下防止と河川施設の保護	県最総河川砂防課	—	○	○	○	○
11	赤倉地区の観光振興に向けた河川環境の創出	県最総河川砂防課 県河川課 最上町建設課	—	○	○	○	

イ 清流を守り、育て、活かす地域

代表目標：アユの放流量と漁獲量 50%増を目指す。

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
1	アユ放流事業への支援	最上町農林課 舟形町農業振興課	◎	○	○	○	○
2	水源井戸の整備推進	舟形町農業振興課 漁協 産地協議会 県水産振興課	●				
3	アユ中間育成とサケのふ化場の併用 施設整備推進	舟形町農業振興課 産地協議会 県水産振興課	●				
4	サケふ化施設の遊休期間を活用した アユ種苗生産の増大	漁協 舟形町農業振興課 県水産振興課	◎	○	○	○	○
5	中間育成技術の継承と、人材確保と 育成の推進	産地協議会 最上町農林課 舟形町農業振興課 漁協 県水産振興課	●				
6	環境モニタリングの推進(アユの棲息 状況、河川水の濁度、河床状況、付 着藻類 等)	漁協 県最総河川砂防課 県河川課 県水産振興課	◎	○	○	○	○
7	サクラマスの放流推進	漁協 県水産振興課	◎	○	○	○	○
8	流水型ダム建設地上流の砂防堰堤(2 基)への魚道設置検討	県最総河川砂防課 漁協 県砂防・災害対策課	—	○	○	○	
9	大堰堤の魚道改修の検討	県最総河川砂防課 県砂防・災害対策課 漁協	—	○	○	○	
10	第17段堰堤に魚道設置の検討	県最総河川砂防課 漁協 県砂防・災害対策課	●				
11	東北電力取水堰魚道改修の検討	最上町交流促進課 漁協 産地協議会 県水産振興課	●				
12	本城堰取水堤への魚道設置	県最総河川砂防課 最上町農林課 漁協 産地協議会 県水産振興課	◎	○	○	○	○
13	河川工事における環境対策の推進	最上町建設課 舟形町地域整備課 県最総河川砂防課	◎	○	○	○	○

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
14	農薬等の低減の促進	県最総農業技術普及課 県最総農業振興課 県農業技術環境課 JAおいしいもがみ 最上町農林課 舟形町農業振興課	◎	○	○	○	○
15	計画的な保安林の指定の推進と促進	県森林ノミクス推進課 最上町農林課 舟形町農業振興課 県最総森林整備課	◎	○	○	○	○
16	搬出間伐の推進及び主伐後の再造林の促進	最上町農林課 舟形町農業振興課	◎	○	○	○	○
17	水辺林、溪畔林の整備推進	県最総森林整備課 最上町農林課 舟形町農業振興課 県森林ノミクス推進課	◎	○	○	○	○
18	清流を確保するための森林整備の推進	最上町農林課 舟形町農業振興課 県最総森林整備課 県森林ノミクス推進課	◎	○	○	○	○
19	合併浄化槽の整備促進	最上町建設課	◎	○	○	○	○
20	アユの生息に配慮した河道整備の推進	県最総河川砂防課	—	○	○	○	○

ウ 川を知り、川に親しむ地域

代表目標：中学生以下の最上小国川のイベント参加者数 年間 8,000 人を目指す。

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27~30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4~6
1	アユ釣り大会の開催	最上町交流促進課 舟形町まちづくり課 漁協	◎	○	○	○	○
2	川魚のつかみ取り大会や放流事業の開催	最上町交流促進課 漁協	◎	○	○	○	○
3	イワナ、サクラマス等の産卵場造成	漁協 県水産振興課	◎	○	○	○	○
4	遊漁券の販売促進	漁協 最上町交流促進課 舟形町農業振興課 県水産振興課	◎	○	○	○	○
5	ふながた若鮎祭りにおけるアユ利用促進	舟形町まちづくり課 漁協 舟形町振興公社 もがみ南部商工会	◎	○	○	○	○
6	釣り場へのアクセス改善の促進(堤防斜路の整備、除草・河川清掃等)	県最総河川砂防課 漁協 県砂防・災害対策課	◎	○	○	○	○
7	イベントの連携検討(海づくり大会)	県最総連携支援室	●				
8	全国の高校生を対象とした「最上小国川鮎釣り甲子園大会」の開催	県最総連携支援室 最上町交流促進課 舟形町農業振興課 漁協	—	○	○	○	○

エ 地元ブランドで活性化する地域

代表目標：農林水産物の産出額 5,000 万円を超える新たなブランド品の創出 3 品目を目指す。

地域特産品の加工品開発 10 件を目指す。

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシツク)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
1	アユ加工品等の開発支援	県水産振興課 最上町交流促進課 舟形町まちづくり課 漁協	◎	○	○	○	
2	地域農産物のブランド商品の開発	県最総農業技術普及課 最上町農林課 舟形町農業振興課 JAおいしいもがみ 県農業技術環境課 県産米ブランド推進課	◎	○	○	○	○
3	6次産業化の推進	県最総農業振興課 最上町農林課 舟形町農業振興課 県6次産業推進課	◎	○	○	○	○
4	木質バイオマスの利活用の推進	最上町エネルギー産業推進室 舟形町まちづくり課	◎	○	○	○	○

オ おもてなしの心で癒す地域

代表目標：地域の観光者数 150 万人を目指す。

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシツク)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
1	物販及び情報発信施設新設の検討	舟形町まちづくり課 舟形町地域整備課	◎	○	○	○	○
2	親水空間創出の推進	最上町建設課 舟形町地域整備課	◎	○	○	○	○
3	最上小国川流水型ダム周辺整備の推進	県最総河川砂防課 最上町建設課	◎	○	○		
4	月楯橋・満沢橋付近の駐車場と進入路の整備推進	最上町建設課 県最総河川砂防課	◎	○	○	○	
5	遊歩道の整備推進	最上町交流促進課 舟形町地域整備課	◎	○	○	○	○
6	共同浴場とふかし湯の整備推進	最上町交流促進課	●				
7	歴史的な赤倉温泉街の継承・発展方策の検討・実施	最上町交流促進課	◎	○	○	○	○
8	温泉地等の魅力向上の推進 (赤倉温泉そぞろ歩き賑わい創出)	最上町交流促進課	◎	○	○	○	○
	温泉地等の魅力向上の推進 (新たな観光サービスの販売支援)	最上地域観光協議会 (県最総観光振興室)	◎	○	○	○	○

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
9	川床の茶屋設置方策の検討・実施	最上町交流促進課 漁協	◎	○	○	○	○
10	イベント連携検討・実施 (高速道路関連)	県最総連携支援室	◎	○	○	○	○
11	「川の駅もがみ」でのイベント開催の検討	最上町交流促進課	◎	○	○	○	○
12	親水空間創出の推進 (向町イベントゾーン)	最上町建設課 県最総河川砂防課	—	○	○	○	○
13	親水空間創出の推進 (舟形イベントゾーン)	舟形町地域整備課 県最総河川砂防課	—	○	○	○	○
14	親水空間創出の推進 (瀬見おもてなしゾーン)	県最総河川砂防課	—	○	○	○	○
15	親水空間を活用した町民の健康増進 と賑わいの創出	最上町交流促進課 舟形町地域整備課	—	○	○	○	○

カ 魅力的な広報

No	施策名	施策(事業)担当 主担当(ゴシック)	実施期間				
			短期	中期			長期
			平成 27～30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4～6
1	機構のホームページによる情報発信	県最総連携支援室	◎	○	○	○	○
2	町報を活用した機構の情報発信	最上町交流促進課 舟形町農業振興課 県最総連携支援室	◎	○	○	○	○
3	地域ブランド化の普及啓発の推進	県最総連携支援室	●				
4	機構の情報誌による情報発信	県最総連携支援室	◎	○	○	○	○

4 計画を推進するための組織

機構設置要綱

最上小国川清流未来振興計画の実現に取り組む中核的な基盤組織として機構を組織する。

最上小国川清流未来振興機構設置要綱

(設置)

第1条 最上小国川の治水対策による地域の安全安心の確保、内水面漁業の振興等による産業振興及び地域資源を活用した交流促進による観光振興により、最上小国川流域の地域づくりの推進を図るため、最上小国川清流未来振興機構（以下「機構」という。）を置く。

(事業)

第2条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 最上小国川流域の新たな魅力や価値の創造を推進するため、最上小国川清流未来振興計画の策定及び機構を構成する団体等が実施する活動や事業に関する調整
- (2) 広報に関する事業
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 機構は、前条の目的に賛同する次に掲げる団体で組織する。

- (1) 最上町、舟形町、小国川漁業協同組合及び山形県
- (2) 最上町又は舟形町に存する地域振興に主体的に取り組む団体

(委員)

第4条 機構の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(本部長)

第5条 機構に本部長を置く。

- 2 本部長は、委員の互選により定める。
- 3 本部長は、機構を代表し、その事務を総理する。
- 4 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(監事)

第6条 機構に監事2人を置き、委員の互選により定める。

(代表者会議)

第7条 機構の代表者会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、前項の代表者会議の議長となる。

3 第1項の代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 代表者会議の議事は、議長以外の出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、やむを得ない場合は、代理者を出席させることができる。

6 本部長は、必要に応じて、委員以外の者に代表者会議への出席を求めることができる。

(議決事項)

第8条 代表者会議は、この要綱に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 予算及び事業計画

(2) 決算及び事業報告

(3) その他本部長が特に必要と認める事項

(部会)

第9条 代表者会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 代表者会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって代表者会議の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の議決事項を代表者会議に報告するものとする。

8 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第6項中「本部長」とあるのは「部会長」と、同条第3項、第4項及び第5項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第10条 機構に幹事会を置く。

2 機構の効果的かつ効率的な運営を行うため、幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

3 幹事長は、最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室長をもって充てる。

4 幹事長に事故あるときは、幹事会に属する幹事のうちから幹事長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 幹事長は、次条第3項の事務局長を兼務する。

(事務局)

第11条 機構に事務局を置く。

2 機構の事務の連絡調整を図るため、事務局は、別表第3に掲げる事務局員をもって組織する。

3 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理する。

(庶務)

第12条 機構の庶務は、最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室において処理する。

(負担金)

第13条 機構の経費は、最上町、舟形町、小国川漁業協同組合及び山形県の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、代表者会議の議決を経て定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所属	職名	摘要
最上小国川流域産地協議会	会長	
最上町	町長	
舟形町	町長	
最上町議会	議長	
舟形町議会	議長	
小国川漁業協同組合	代表理事組合長	
山形県	最上総合支庁長	
山形県	農林水産部長	
山形県	県土整備部長	
もがみ中央農業協同組合	代表理事組合長	
最上広域森林組合	代表理事組合長	
川の駅ヤナ茶屋もがみ	代表	
もがみ南部商工会	会長	
瀬見温泉旅館組合	組合長	
赤倉温泉観光協会	会長	
最上町観光協会	会長	
舟形町振興公社	代表取締役	
最上町区長会	会長	
舟形町連合町内会	会長	
山と川の学校	理事長	
川山を愛する会	会長	
最上町土地改良区	理事長	
舟形町土地改良区	理事長	
最上町教育委員会	教育長	
舟形町教育委員会	教育長	

オブザーバー

所属	職名	摘要
林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署	支署長	
国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所	技術副所長	

別表第2（第10条関係）

所属	職名	摘要
山形県最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長	幹事長
最上町農林課	課長	
最上町交流促進課	課長	
最上町建設課	課長	
舟形町農業振興課	課長	
舟形町まちづくり課	課長	
舟形町地域整備課	課長	
小国川漁業協同組合	副組合長	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課	課長	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課 観光振興室	室長	
山形県最上総合支庁建設部河川砂防課	課長	
山形県最上総合支庁建設部河川砂防課 最上小国川流水型ダム建設室	室長	
山形県農林水産部農政企画課	課長	
山形県農林水産部水産振興課	課長	
山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室	企画主幹	
山形県県土整備部河川課	課長	

別表第3（第11条関係）

所属	職名	摘要
山形県最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長	事務局長
最上町農林課	課長補佐	
最上町交流促進課	課長補佐	
最上町建設課	課長補佐	
舟形町農業振興課	課長補佐	
舟形町まちづくり課	課長補佐	
舟形町地域整備課	課長補佐	
小国川漁業協同組合	副組合長	
山形県最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長補佐	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課	産業振興専門員	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課 観光振興室	観光振興専門員	
山形県最上総合支庁建設部河川砂防課	課長補佐	
山形県農林水産部農政企画課	課長補佐（企画担当）	
山形県農林水産部水産振興課	課長補佐 （水産技術振興担当）	
山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室	室長補佐	
山形県県土整備部河川課	課長補佐（ダム担当）	